

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	産業人材室	検索番号	2-2
法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	根拠条項	9-1	
許認可等	改善計画の変更の認定			
<p>(根拠規定)</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第1項 前条第1項の認定を受けた事業主 (以下「認定事業主」という。) は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第8条 (改善計画の変更の認定)</p> <p>第8条 第4条第1項の規定は、改善計画の変更の認定をする場合について準用する。なお、この場合、当該事業主に通知するときは、様式第4号「改善計画変更認定通知書」によるものとし、第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>(その他)</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第4条 (改善計画の認定)</p> <p>第4条 知事は、事業主から「改善計画認定申請書」の認定を受けたときは、迅速に当該計画が法令及び第5条の認定基準に照らして、適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定するものとする。</p> <p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第5条 (改善計画の認定基準)</p> <p>第5条 改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(1) 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>具体的には</p> <p>ア 改善措置の内容が、雇用管理の改善のために必要かつ十分なものであること。</p> <p>イ 改善措置の規模が、当該事業主が雇用する介護労働者の数に照らして適切なものであること。</p> <p>ウ 改善措置の内容が、法令に違反するものでないこと。</p> <p>エ 改善措置の内容が、介護雇用管理改善等計画の内容と矛盾するものでないこと。</p> <p>(2) 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であり、その内容が具体的かつ明確なものとなっていること。</p>				

